

宮医発第549号
平成23年6月23日

厚生労働大臣 細川律夫 殿
財務大臣 野田佳彦 殿
財務副大臣 桜井 充 殿

宮城県医師会
会長 伊東潤造

「東日本大震災で被災した医療機関への適切な支援」についての要望

日頃、国民の医療につきまして多大なご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災により全壊・大規模半壊などの大被害を受け、診療機能が停止している病院・診療所は大変な数に上ります。宮城県医師会による全県的な支援活動に加え、全国の医師会、大学からの支援により、被災地域における医療環境の復旧に取り組んでいますが、残念ながら十分な医療の提供には程遠い状況です。

これまでも政府により様々な対策が取られていますが、未曾有の大震災であるにも関わらず、依然として既存の枠組みに捉われた対応に終始し、被災医療機関復旧に向けた支援が行き届かず、結果として被災住民の医療環境が改善していない現状に対しては、遺憾の極みです。

つきましては、被災地において医療が果たす社会的公益性に鑑み、新制度の設計や被災地特区の指定等による、新しい発想による速やかな対応を求め、下記の通り、要望させていただきます。

記

1. 「医療施設等災害復旧費補助金」または「医療施設近代化施設整備事業補助金」による国の補助対象とならない医療施設を対象に、全壊もしくは大規模半壊等の被害を受けたことを要件とする、新たな補助制度を創設すること。
2. 「地域医療再生基金」の使用については、できる限り県側の裁量を尊重し、被災地における医療の復旧・復興に最大限活用できるようにすること。
3. 医療用仮設診療所の設置にあたり、現在見込まれる着工、開設までに要する多大な時間を短縮するための、手続き上の抜本的な改善を施すこと。また、被災地の個別の必要性に応じて、一件当たりの基準額（3127万円5千円）を大幅に引き上げること。

以上